大阪府こころの健康総合センター　所報　令和３年度（概要）

発刊にあたって

令和３年度の当センターの活動の概要を報告いたします。

当センターでは、相談事業として、「依存症相談」「自死遺族相談」「発達障がい相談」の専門相談等に加えて、「こころの電話相談」「わかぼちダイヤル」「こころの健康統一ダイヤル」などの電話相談を行っています。また、地域の関係機関からの要請や相談を受けて地域活動への支援を行い、保健所への心理職の派遣、ひきこもり支援コーディネーターによる市町村等への後方支援や電話相談を行っています。

研修事業として、府職員及び関係機関職員を対象に、初任者から経験のある職員に対して、精神保健福祉研修・事例検討を行い、人材育成・資質向上に努めています。

また、精神医療審査会事務局、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証交付審査、精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査、療養環境検討協議会事務局（大阪市・堺市と共同で運営）、措置診察や移送の手続き、精神科救急医療情報センターなどの事業を行っています。

府民への啓発や相談窓口・医療機関等の情報提供、保健所や市町村等の人材養成のため依存症・災害時こころのケア・こころの健康等に関する刊行物の発行をしています。これらはホームページ「こころのオアシス」で公開しています。また、精神保健医療福祉関係者向けに「こころのオアシス通信」を配信しています。携帯電話用ホームページにおいては、様々な分野の相談窓口の情報を掲載していますのでご活用ください。

調査研究として、「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和２年３月策定）に基づき、大阪府におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握し、今後の大阪府におけるギャンブル等依存症対策を考えるための資料とするため、「ギャンブル等と健康に関する調査」を実施しました。報告書を掲載しましたので、ぜひご参照ください。あわせて、「高齢者の飲酒問題に関するアンケート調査」の結果報告書も掲載しています。

令和３年度、非常に痛ましい事件が起こりました。令和３年12月17日（金）午前10時20分頃、大阪市北区の心療内科クリニックで火災が発生し、通院患者とスタッフなど27名がお亡くなりになりました。クリニックの院長も亡くなり、通院していた患者は転院を余儀なくされました。通院患者による放火とされ、連日のように事件に関して様々な情報が報じられ、多くの人に多大な衝撃を与えました。当センターでは、事件の起きた令和３年12月17日から令和４年３月末まで通院患者の治療継続に関する支援や、被害者とその家族、事件に影響を受けた住民へのこころのケアなど、関係団体と連携しながら対応を行いました。

令和３年度も、新型コロナウイルスの波状的な感染拡大により、日常生活に大きな影響が出ました。当センターでは、引き続き新型コロナウイルス感染症による府民の不安やストレス等に対応するためこころのケアに関する情報提供や相談体制の充実を図りました。また、災害時対応として、新型コロナウイルス感染拡大を鑑み、令和２年度は中止としました大阪DPAT養成研修を１年ぶりに開催し、併せて大阪DPAT隊員登録者対象に技能維持研修をWeb配信で開催しました。災害時等のメンタルヘルスについて理解を深め、COVID-19流行下におけるストレスや支援者のメンタルヘルスについて学ぶことを目的としてWeb配信による研修を実施しました。新型コロナウイルスの感染拡大が一日も早く収束することを願っております。

当センターでは、今後も府民のこころの健康づくりを進める拠点として、関係機関・団体等との連携・協力をさらに深め、課題解決に取り組んでまいります。府民の皆様、関係機関・団体の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

令和４年12月

大阪府こころの健康総合センター

所長　籠本　孝雄

＜これより本文＞

Ⅰ．概要

１．設立の目的及び業務

　大阪府こころの健康総合センター（以下「センター」という。）は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第6条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健福祉に関する中核施設として条例により設置されている。当センターは保健所や、社会復帰関連施設、医療機関をはじめとする地域関係機関、団体に対する支援やネットワークづくりを進めることを大きな使命としている。さらに、精神保健福祉法の理念にのっとり、従来の精神保健福祉センターでは十分に取り組まれてこなかった、広く府民のこころの健康づくりの保持、増進を図ることに取り組むこととしている。

　センターは、次の業務を行うこととしている（大阪府こころの健康総合センター処務規程より）。

（1）精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための事業の企画に関すること。

（2）精神保健及び精神障害者の福祉に係る調査研究に関すること。

（3）精神保健及び精神障害者の福祉に係る行政機関及び関係団体との連携及び調整に関すること。

（4）災害時におけるこころのケア活動に関すること。

（5）精神保健及び精神障害者の福祉に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。

（6）精神保健及び精神障害者の福祉に係る人材育成及び相談に関すること。

（7）精神障害者保健福祉手帳に関すること。

（8）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第四節に規定する自立支援医療費の支給（精神障害者に係るものに限る。）に関すること。

（9）大阪府精神医療審査会の事務に関すること。

（10）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項の意見の陳述に関すること及び第二十六条第一項の技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助に関すること。

（11）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の六第一項の規定による精神科病院への立入検査に関すること。

（12）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の規定による精神保健指定医に関すること。

（13）精神障害者の権利譲護を図るための関係行政機関及び関係団体との連携に関すること。

（14）保健所における精神保健及び精神障害者の福祉に係る業務の支援に関すること。

（15）精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るものの活動の支援に関すること。

（16）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項に規定する精神保健指定医の診察及び法第

二十九条第一項の規定による入院に関すること。

（17）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十四条の規定による移送に関すること。

（18）自殺対策推進センターの運営に関すること。

（19）（1）～（18）に掲げるもののほか、府民の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るため必要なこと。

２．基本理念・基本方針

【基本理念】

「私たちは、府民のこころの健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障がい者の人権の尊重と福祉の増進をめざします。」

【基本方針】

（1）精神障がい者の医療及び福祉の向上を図ります。

（2）時代のニーズに応じた専門相談及び技術支援を行います。

（3）地域の精神保健福祉を支える人材を育成します。

（4）関係機関との連携を進め、地域の課題解決に向けたネットワークづくりを支援します。

（5）精神保健に関する調査研究・情報発信を行います。

３．沿革

昭和27（1952）年8月 大阪府精神衛生相談所設置

昭和37（1962）年4月 大阪府立公衆衛生研究所に精神衛生部開設

平成6 （1994）年4月 大阪府精神衛生相談所及び大阪府立公衆衛生研究所精神衛生部を廃止し、大阪府立こころの健康総合センターとして新築オープン

平成14（2002）年4月 大阪府こころの健康総合センターに改称

４．施設概要

所在地 〒558－0056　大阪市住吉区万代東3丁目1－46

TEL：代表 06－6691－2811　FAX：06－6691－2814

E-mail：kenkosogo@sbox.pref.osaka.lg.jp　ホームページ：<http://kokoro-osaka.jp/>

施設規模　鉄筋　コンクリート地上4階、地下1階　敷地面積　約1,900㎡　建築面積　約850㎡　延床面積　約3,300㎡（３階部分は、令和３年度から大阪府難病相談支援センターが使用）

最寄りの交通機関 大阪シティバス「府立総合医療センター」，阪堺電軌上町線「帝塚山四丁目」，JR阪和線「長居」，Osaka Metro 御堂筋線「長居」，南海電鉄高野線「住吉東」

５．機構

当センターにおける職員配置及び事務分掌は以下のとおり。（令和4年3月31日現在）

総務課　１．庶務、２．予算、３．庁舎管理、４．自立支援医療費の支給認定に係る事務、５．他課分掌外事務

事業推進課　１．企画・調整、２．教育研修・普及啓発、３．調査・研究、４．精神保健福祉関連団体への支援、５．自殺対策に関すること、６．災害時等こころのケア活動に関すること

相談支援・依存症対策課　１．精神保健及び精神障害がい者の福祉に係る相談に関すること、２．電話相談、３．依存症対策に関すること、４．地域精神保健福祉活動への支援

医療審査課　１．精神障害者保健福祉手帳の判定に係る事務、２．精神医療審査会、３．精神科病院への立入検査、４．措置診察業務に関すること、５．精神科救急医療に関すること

６．決算の状況

令和３年度の決算状況は、歳入が8,618,223千円、歳出が17,559,973千円であった。

Ⅱ．事業

1 ．精神保健福祉に関する企画

概要

精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための取組みや事業を企画・実施し、事業評価を行っている。

（１）災害時等のこころのケア活動に関すること

１）大阪DPAT養成研修

災害等が発生した際には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、各種関係機関等との連携、マネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要であり、このような活動を行うために大阪府によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（DPAT）を養成する研修を平成29年度より年1回開催している。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を鑑み中止としたが、令和3年度は1年ぶりに開催した。講義はWeb配信とし、大阪DPAT隊員登録者の技能維持研修としても開催した。また、演習は密を避けるため、各グループ毎に会場を分け、インターネットで中継するなど感染防止対策に配慮し、机上で活動拠点本部の立上げ、病院支援、避難所支援の大規模災害時訓練演習を行った。また、当センターDPAT担当者は、DPAT事務局主催の「令和3年度　DPAT訓練」（オンラインによる机上訓練）及び、「令和3年度　DPAT体制整備共有会議」に参加し、知識の向上・技能維持を図った。

２）災害時等こころのケア研修

　災害時等のメンタルヘルスについて理解を深め、COVID-19流行下におけるストレスや支援者のメンタルヘルスについて学ぶことを目的としてWeb配信による研修を実施した。なお、本研修は精神保健福祉従事者研修と合同開催とした。

（２）産業保健分野との連携事業

　勤労者のこころの健康問題への対応力の向上を図るため、産業保健活動を行っている大阪産業保健総合支援センターと連携し、企業の健康管理業務や人事労務の担当者を対象に、こころの健康づくりに関する講習会を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症対策として例年より対象人数を会場定員の3分の1に設定するとともに、Web研修に変更して実施した。

（３）公民協働事業

１）飲酒防止教育普及研修

保健所や学校等が飲酒防止教育を行う上での必要な知識やポイントについて学ぶことができるよう、飲酒防止教育普及研修を開催した。

２）飲酒防止教室

平成30年度に作成した『大阪府版飲酒防止教室実施者用テキスト』を活用して、府内の学校で実施された飲酒防止教室は計1回で、参加者数は106人であった。新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数は1大学のみとなった。

３）教材について

平成30年度に作成した『大阪府版飲酒防止教室実施者用テキスト』について、3年間活用した実績をふまえて改訂するため、大阪府断酒会、関西アルコール関連問題学会や保健所との検討会議を開催した。実施者である保健所担当者やアルコール専門医、アルコール依存症当事者等からの意見を集約し、改訂版を発行した。

４）報告会について

平成30年度から令和２年度までの3年間実施した公民協働事業（飲酒防止教育の普及）について、関西アルコール関連問題学会と保健所を対象に報告会を開催した。

2．普及啓発

概要

　当センターでは、こころの健康づくりを推進するため、府民が利用できる「こころの健康図書コーナー」を開設するとともに、各種刊行物やホームページにおいて、こころの健康づくりに関する情報提供・普及啓発と医療機関・相談機関などの社会資源に関する情報提供を行っている。

事業実績

（１）刊行物による情報提供・普及啓発

１）大阪府内で精神疾患の診療を行う機関

府内の精神保健福祉関係相談窓口及び精神科医療機関を対象に「大阪府内で精神疾患の診療を行う機関一覧」を発行した。また、詳細なデータを随時更新し、ホームページにおいて情報提供した。

２）新規作成刊行物

　「支援していた人を自死で失った支援者のこころのケア」を作成した。

３）メールマガジン「こころのオアシス通信」

　市町村や医療機関等関係者向けに、当センターが実施する事業や作成したリーフレット、新着図書などを広報し、地域の精神保健福祉活動を推進することを目的に、メールマガジン「こころのオアシス通信」を、計11回配信した。併せて、精神保健福祉業務に役立つ国や全国の動きなどを情報提供した。

（２）ホームページによる情報提供・普及啓発

１）「こころのオアシス」（<http://kokoro-osaka.jp/>）

ホームページ「こころのオアシス」において、精神保健福祉に関する総合的な情報提供を行った。また、携帯電話用ホームページにおいて、様々な分野の相談窓口の情報を提供した。

２）「庁内 Web」（庁内限定）配信

大阪府庁内イントラネット上に「精神保健福祉情報」を掲載し、庁内の精神保健福祉関係業務に従事する職員向けに、業務の円滑な推進に資する各種の情報を提供した。

（３）こころの健康図書コーナーの図書数

今年度の蔵書総数は、36,460であり、新規図書数は、図書26、雑誌89、AV3、資料135、参考図書6であった。

※蔵書の整理を実施し、紛失や長期貸出図書の未返却について、蔵書からの抹消処理をした。

３．府職員及び関係機関職員への研修（人材育成）

概要

精神保健福祉業務に従事する職員（府健康医療部等精神保健福祉担当職員、市町村・福祉事務担当職員、医療機関職員、障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービスを行う事業所職員等）の資質向上を目的に、広く関係者の育成を図った。

「健康医療部等精神保健福祉担当職員研修」はケースワーカー・保健師・心理職員等に対する研修で、階層別に開催した。また、「関係機関職員研修」として、市町村・福祉事務所・医療機関・障がい福祉サービス事業所等で精神保健福祉業務に従事する職員に対する研修を実施した。

　なお、開催にあたっては、（一社）大阪精神科病院協会と（公社）大阪精神科診療所協会の後援を受けた。階層別研修は、対象者を精神保健福祉業務に従事した年数に分けて実施する研修であり、新転任者、2年目、3年目、4年目以上の職員、主査級職員の5階層となっている。

　新転任者対象のベーシック研修は、新たに精神保健福祉業務に従事することになった職員が、実務知識を習得するための講義を中心とした基礎的な研修である。

2年目、3年目の職員を対象としたステップアップ研修では、地域での実践を振り返りながら相談支援のスキルを高めることができるよう、事例検討や演習を行った。

例年4年目以上を対象としているスキルアップ研修については、災害時等こころのケア研修を実施した。

スーパーバイズ研修は、保健所の精神保健福祉チーム主査級職員を対象に、スーパーバイズの技術を身につけることができるよう、講義と事例検討を行った。

また、地域課題の取組みに関する研修として、「精神科領域におけるトラウマインフォームドケア（TIC）」をテーマに実施した。

４．調査研究

概要

精神保健及び精神障がい者の福祉に係る調査研究を行っている。

調査研究

〇高齢者の飲酒問題に関するアンケート調査

大阪府依存症関連機関連携会議アルコール健康障がい対策部会における意見をもとに、高齢者の飲酒問題に関するアンケート調査を令和2年度に実施し、報告書を作成した。また、飲酒問題のある高齢者への支援に関する啓発資材を部会で検討し、リーフレットを作成した。

〇ギャンブル等と健康に関する調査

「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和2年3月策定）に基づき、大阪府におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握し、今後の大阪府におけるギャンブル等依存症対策を考えるための資料とすることを目的に令和2年度に実施した「ギャンブル等と健康に関する調査」について結果検討会議を開催し、報告書を作成した。

５．自殺対策

概要

　全国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超える状態が続いていたが、平成22年から減少傾向となり、平成24年に3万人を下回り、令和3年は21,007人であった。

　大阪府の自殺者数も全国と同様に推移し、平成10年に2千人を超えて以降、高止まりの状態で推移していたが、平成23年から減少し始め2千人を下回り減少傾向であったが、令和3年は前年より178人増の1,409人（警察庁の自殺統計）となっている。

　大阪府においては、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成30年3月に基本指針の一部改正を行った。本指針は、平成28年4月に自殺対策基本法の一部が改正されたことを受けて、都道府県自殺対策計画として位置付けられ、「毎年、府内の自殺者数の減少を維持する」「早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するように支援する」ことが新たな目標として掲げられた。

　当センターでは、平成21年度設置の自殺予防情報センターを平成28年4月に「大阪府自殺対策推進センター」とし、関係機関と連携を図りながら、市町村における自殺対策計画の推進の支援や、保健所や市町村等に対する適切な助言や情報提供、地域における自殺対策の関係者に対して研修などを行い、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を図った。

（１）大阪府自殺対策推進センター

　保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、保健所や市町村等に対し適切な助言や情報提供、自殺に関する専門的な相談の対応、地域における自殺対策の関係者に対する研修等を行った。

　また、厚生労働省が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」を利用した回線を当センター内に3回線配置し、自殺予防のための電話相談の充実を図るとともに、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間である3月の1か月間においては、24時間体制で「集中電話相談」（一部民間団体に委託）として実施した。

　さらに、平成27年度途中から40歳未満の人を対象に、毎週水曜日に若者専用電話相談電話「わかぼちダイヤル」を実施し、様々な悩みを抱えた若者の相談に対応することで、自殺予防につなげる取組みを行った。

１）自殺対策に関する情報提供・普及啓発

○ホームページによる情報提供

『こころのオアシス』（<http://kokoro-osaka.jp/>）に「自殺対策」のページを設け、大阪府の自殺対策や悩みの相談窓口などの情報提供を行うとともに、悩みの相談窓口について、QRコードからもアクセスできるよう工夫した。

○大阪府内の各市町村における自殺の状況

警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づき、厚生労働省が集計を行った「地域における自殺の基礎資料」を用いて、各市町村等における地域の月別及び年間の自殺者の状況をまとめ、各地域での自殺対策に役立ててもらえるよう情報提供を行った。

○自殺対策普及啓発

9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間にロビーでの啓発展示や、『こころのオアシス』の啓発バナーの設置、厚生労働省作成のポスター等の関係機関への配布などを行った。

２）自殺対策研修

保健所・市町村等地域の相談体制の整備や精神保健福祉にかかわる職員が社会問題として共通認識を持ち、地域の自殺予防のゲートキーパーの役割を果たし、適切な対応ができるよう相談従事者を対象にした各種研修会を企画・開催し、人材育成を図った。新型コロナウイルス感染拡大につき、対面研修に限らず、オンライン研修を実施した。

３）自死遺族相談

平成21年10月から自死遺族等を対象に来所による個別専門相談を行い、安心して話せる場所や必要な情報提供などを行っており、令和3年度の自死遺族相談に関する相談は、電話相談が実54件（延61件）、来所相談件数は実18件（延115件）であった。

また、相談従事者を対象に相談対応力を向上し、支援に役立てるため、自死遺族相談事例検討会を3回開催した。

４）こころの健康相談統一ダイヤル

大阪府では、国が運用している「こころの健康相談統一ダイヤル（以下「統一ダイヤル」という。）」に、平成24年9月から加入し、自殺予防のための電話相談を実施している。

　令和3年度は、「統一ダイヤル」による電話相談を3回線で実施した。相談件数は5,678件であった。

５）「こころの健康相談統一ダイヤル」集中電話相談

平成24年度から、夜間休日の相談を民間団体に委託し、集中電話相談を実施している令和3年度は自殺予防週間のある9月と、自殺対策強化月間の3月の各1か月間24時間電話相談を実施した。

６）若者専用電話相談

様々な悩みを抱えた若者の自殺予防を図るため、平成27年度から，毎週水曜日9時30分から17時とし、若者（40歳未満の方）を対象とした電話相談「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設した。令和3年度の総相談件数は540件、うち対象者が40歳未満の相談が77件であった。

７）電話相談従事者養成研修

「統一ダイヤル」「若者専用電話相談」「こころの電話相談」に従事する電話相談員等を対象に、ゲートキーパーとしてのスキルを学び高めることができるようゲートキーパー養成研修を実施するとともに、相談者に対する理解を深め、適切な援助が提供できるよう事例検討を行うことにより、電話相談員等の資質向上を図った。

８）大阪府版ゲートキーパー養成研修

保健所と共同で作成した『大阪府版ゲートキーパー養成研修講師用テキスト』（「基礎情報編・ロールプレイ編」、「基礎情報編・若年者支援編」）及び受講者用『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』（「基礎情報編」①初級編・②中級編・③若年者支援編、「ロールプレイ編」①傾聴技法初級・②傾聴技法中級・見るロールプレイ・④シナリオロールプレイ・⑤実践ロールプレイ）を用いて、ゲートキーパー養成研修テキスト講習会と、各地域で実施されるゲートキーパー養成研修の講師協力を行った。

○大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会

開催回数は1回で、受講者は23機関、30人であった。

○ゲートキーパー養成研修

『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』を活用して、府内で開催されたゲートキーパー養成研修は、計34回で、参加者は延747人であった。

９）こころの健康について考えよう！（SOSの出し方教育）の普及

〇こころの健康について考えよう！（SOSの出し方教育）テキスト講習会

令和2年度、SOSの出し方教育のツールとして作成した冊子「こころの健康について考えよう！」の普及をめざし、保健所、市町村自殺対策担当課職員、小・中・高等学校の教職員対象に講師養成を目的とした自殺対策研修（J-3）テキスト講習会（オンライン）を行った。

〇こころの健康について考えよう！の普及

希望のあった府立高校1校（3年生）、小学校1校（6年生）を対象に実施した。

10）市町村自殺対策計画推進支援

平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条第2項において、「市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の事情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるもの」とされ、令和2年度末、41市町村（政令市を除く）、全てにおいて地域自殺対策計画が策定された。当センターは、大阪府内の市町村・保健所に対して、自殺対策計画策定のために電話・メールで助言・情報提供などの支援を　件行い、中核市（2市）における計画策定会議に2回（2市）出席（1市は書面開催）した。（未開催の２市うち、1市は延期、1市は中止）

11）自殺対策関係会議への出席・協力

○大阪府の自殺対策推進にかかる会議に出席・協力するとともに、大阪府及び中核市保健所で開催される自殺対策に関する会議に出席し、情報提供や技術支援等を行った。

○市町村自殺対策主管課担当者会議に出席し、技術支援を行った。

（２）技術支援

１）大阪府妊産婦こころの相談センター

大阪府では、精神的に不安定な時期のある妊産婦へのサポート体制強化により妊産婦の自殺防止を目的として、平成28年2月から大阪母子医療センター内に「大阪府妊産婦こころの相談センター」を設置し、メンタルヘルスに不調を抱えている妊産婦及びその家族・パートナーに対して専任の相談員が相談支援・適切な支援機関へのつなぎ・関係機関への助言等を行っている。

当センターは、相談員への助言、運営会議及び実務担当者会議への出席などを通し、精神保健福祉領域での技術支援を行った。

６．依存症対策

概要

　依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能であるが、依存症であるという認識を持ちにくいといった依存症の特性や、専門医療機関や地域における支援体制が十分整っていないことなどから、依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられていないという状況である。

　大阪府、大阪市、大阪府警本部の三者が協力して取組みを行う「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み（5か年計画）」の一つである、「薬物依存症者等ケア強化事業」（平成26年度～30年度）を開始し、当センターでは、大阪市こころの健康センターと協働し、府内全体の依存症の本人や家族へのケア水準の向上を目的として、事業に取り組んできた。

　平成30年度からは、依存症への社会的認知や対策の需要の高まりを受けて、相談・治療・回復支援について、切れ目のない体制を整備すべく、「依存症対策強化事業」として対策を強化することになった。令和元年度には、「薬物依存症者等ケア強化事業」から続けてきた事業の柱を、「①普及啓発の強化」「②相談支援体制の強化」「③治療体制の強化」「④切れ目のない回復支援体制の強化」の4つに再編した。

令和3年度は、4本柱を中心に事業を実施するとともに、令和2年度に設置した「大阪依存症包括支援拠点“OATIS”」（当センターを「依存症総合支援センター」、大阪精神医療センターを「依存症治療・研究センター」として、2つのセンターが有機的な連携を行うもの）として、引き続き取組みを行った。

（１）普及啓発の強化

１）依存症に関するリーフレット等の作成

依存症の正しい知識や相談窓口を伝えるためのリーフレットやちらしを作成した。

２）ホームページでの依存症に関する情報提供

依存症の基礎知識や相談窓口、リーフレットなどの刊行物、関係機関向け研修、関係機関連携会議などについてホームページで情報提供した。

３）ロビー展示

ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）、アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせ、ロビーでポスター等の展示、リーフレットの配架を行った。

４）府民セミナーの開催

依存症の基礎知識や多重債務問題に関して、府民に啓発するために、「大阪府依存症理解啓発府民セミナー」をWeb配信形式で開催（大阪府公式YouTubeでの限定公開）。

５）大学との連携事業

大学生に対する依存症の認識調査と啓発のため、大阪大学と連携し、講義等を実施した。

６）依存症予防啓発教育出前授業

依存症を早期に予防するため、府内の高等学校を対象に、希望のあった高校で依存症についての授業を行った。

７）高校生向け依存症予防啓発推進事業

文部科学省が発行しているリーフレット「行動嗜癖を知っていますか？」を、大阪府内の高等学校3年生等を対象に配布した。

８）新成人向け依存症啓発チラシの配布

依存症の説明と相談窓口を掲載したチラシを作成し、希望のあった市町村に配布した。

９）依存症予防教育教職員向け研修

高等学校の教職員等を対象に、依存症予防教育を実施するための依存症に関する基礎的な知識を学ぶ研修を実施した（新型コロナウイルス感染拡大の影響で、本研修は講義動画を大阪府公式YouTube限定配信にて実施）。

（２）相談支援体制の強化

１）依存症専門相談（依存症相談拠点支援センター）

本人及び家族からのアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症全般に関する相談を実施するとともに、関係機関へのコンサルテーションを実施した。

令和3年度の依存症に関する相談件数は実724件、延1,517件である。

また、相談従事者を対象に相談対応力を向上し、支援に役立てるため、依存症関連事例検討会を年6回実施した。

２）依存症家族サポートプログラム

薬物依存症とギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることや家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育のためのプログラムを実施した。

３）依存症当事者対象集団回復プログラム

薬物やギャンブル等の問題で困っている人を対象に、薬物やギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、ワークブックを用いて、集団での回復プログラムを実施した。

４）大阪府依存症関連機関連携会議

依存症の本人及び家族等への支援に関すること、大阪アディクションセンターに関することについて協議・検討するために、行政・司法・医療・福祉関係者・当事者等によって構成される大阪府依存症関連機関連携会議を開催し、専門的な事項を協議・検討するために、3つの部会を開催した。

講義と体験談から依存症についての正しい知識を学び、相談窓口で適切な対応ができるよう、関係機関職員を対象に研修を実施した。

６）依存症相談対応・実践研修（A-2）

相談支援の経験がある関係機関職員を対象に、「ギャンブル等依存症」と「ゲーム依存」をテーマとした研修を実施した。

７）依存症相談対応・強化研修（A-3）

相談支援の経験がある関係機関職員を対象に、ギャンブル等依存症に関する知識や当センターで実施のプログラムについての研修を実施した（新型コロナウイルス感染拡大の影響で、本研修は講義動画を大阪府公式YouTube限定配信にて実施）。

８）「大阪府版依存症相談対応人材養成テキスト」の活用

保健所と共同で作成した｢大阪府版依存症相談対応人材養成テキスト｣の講義内容を動画にし、ホームページから閲覧できるようにした。

（３）治療体制の強化

１）医療機関職員専門研修

府内の医療機関職員向けに、依存症患者に対する支援を行う人材を養成することを目的として、3回研修を　実施した（大阪精神医療センターに委託）。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、オンライン研修とした。

２）依存症認知行動療法プログラム普及支援事業

依存症に関する専門プログラムを提供する医療機関が少ないことから、依存症治療拠点機関である、医療機関からの専門プログラム見学の受け入れやプログラム実施にあたっての支援等を行った（大阪精神医療センターに委託）。

（４）切れ目のない回復支援体制の強化

１）大阪アディクションセンター（OAC）の運営

関係機関が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークである大阪アディクションセンター（OAC）を平成27年5月に当センターを事務局として設置し、平成29年4月から本格稼働している。令和4年3月末現在、54機関・団体が加盟している。

○OACミニフォーラムの実施

関係機関・団体同士が情報共有・連携し、また支援担当者同士の顔の見える関係づくりを進めるため、大阪府内の各ブロック１回ずつミニフォーラムを開催した。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、オンライン開催とした。

また、寝屋川市保健所と共催でOACミニフォーラムを開催した。

○メーリングリストの活用

メーリングリストを活用し、加盟機関・団体間の情報共有を推進した。

○啓発週間の取組の紹介

ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）とアルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に、加盟機関・団体が取り組む啓発活動をホームページに掲載し、情報共有及び情報提供を行った。

○大阪アディクションセンター活動状況冊子の更新

　加盟機関・団体同士の連携を促進するため、各機関の活動状況をまとめた冊子を更新した。

（５）大阪依存症包括支援拠点（OATIS）の運営

令和2年4月に設置された大阪依存症包括支援拠点（OATIS）は、予防・相談支援、人材養成などを総合的に行う「依存症総合支援センター（当センター）」と、依存症に関する専門治療や研究を行う「依存症治療・研究センター（大阪精神医療センター）」が有機的連携した、大阪府における依存症対策の総合拠点である。

　具体的には年数回連絡会を開催するとともに、当センターが実施している府民セミナーや研修等の講師やプログラム等各種事業を通じ連携を図っているところである。

（６）「ギャンブル等と健康に関する調査」の実施

大阪府におけるギャンブル等の実態を把握するために、住民基本台帳から無作為抽出した府民5,000名を対象に令和2年度に実施した調査について、調査結果の分析、及び報告書の作成を行った（有効回答数1,552票、有効回答率31.0％）。

７．精神医療審査会

概要

　独立した第三者機関として、精神医療審査会を設置し、医療保護入院者の入院届、定期病状報告書の審査及び精神科病院入院者からの退院・処遇改善請求の審査を行い、精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保に努めている。精神医療審査会は5名の委員で構成される合議体で、本府では8合議体40人の委員で審査を行っている。

事業実績

　令和3年度の審査会開催状況は、本審査会（全体会：書面開催）1回、合議体72回であった。

８．精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）

概要

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を行っている。

事業実績

精神障害者保健福祉手帳は平成23年度より順次交付事務の権限移譲を行っている。

　令和3年度には計36市町村が交付事務を行っており、当センターではそのうち判定依頼を受けた診断書の判定を行っている。

　自立支援医療受給者証（精神通院）の承認件数は104,886件である。

９．精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査

概要

入院患者の人権に配慮した適正な精神医療が確保され、入院制度等の適正な運用が図られるよう、入院患者の症状又は処遇等に関して精神科病院に対して報告徴収及び立入検査等（実地指導）を実施するとともに、精神科病院に入院している措置入院者及び医療保護入院者について、精神保健指定医による診察（実地審査）を行った。また、実地指導等の結果、要望事項を伝えたり、口頭指導を行ったり、改善計画を求めるなど、必要な措置を講じた。

（１）精神科病院実地指導

１）実地指導

精神保健福祉法第38条の６及び第38条の７、大阪府精神科病院実地指導実施要領の規定に基づき、東大阪市及び豊中市内にある精神科病院４病院で定期の実地指導を各１回、臨時の実地指導を１回実施した。

※大阪府保健所管内の精神科病院における実地指導は、「大阪府保健所長に権限を委任する規則」第１条第６号の規定により大阪府の各保健所が実施。

※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第４条第１項にて規定された高槻市及び第４条第２項に規定された吹田市、枚方市、八尾市及び寝屋川市内の精神科病院における実地指導は、各市保健所が実施。

２）実地指導説明会

病院間で指摘内容に格差が生じないよう、府及び中核市保健所を対象に、令和３年７月29日に実地指導に関する説明会をWebで開催し、36名が出席した。また、令和３年10月12日に２回目の説明会をWebで開催し、実地指導における虐待等防止・発見について説明し、26名が出席した。

３）実地指導報告会

実地指導後は、実地指導に関する意見等についてアンケート調査を実施し、令和４年３月17日に実地指導報告会を開催し、実地指導に関する情報共有やアンケート結果の報告、意見交換を行い、39名が参加した。

４）実地指導への技術支援等

府及び中核市保健所からの実地指導に関する問合せに対応するとともに、保健所からの依頼に応じて、臨時実地指導等に当センターの精神保健指定医や職員が同行するなど、技術支援等を行った。

（２）精神科病院入院者実地審査

精神保健福祉法第38条の６及び第38条の７、大阪府精神科病院入院者実地審査実施要領の規定に基づき、実地指導時に、大阪府保健所管内、東大阪市及び豊中市内の精神科病院34病院において、実地審査を34件実施した。また、入院後概ね３か月を経過した措置入院者対象に実施した実地審査の件数は６件である。

※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第４条第１項にて規定された高槻市及び第４条第２項に規定された吹田市、枚方市、八尾市及び寝屋川市内の精神科病院における実地審査（措置入院者を除く）は、各市保健所が実施。

10．精神科医療機関療養環境検討協議会

概要

精神科医療機関療養環境検討協議会は、精神科医療機関内における人権尊重を基本とした適正な医療の確保と療養環境の改善、向上を図ることを目的とし、平成21年度に設置された。当センターはその事務局として大阪市及び堺市と共同で運営している。

協議会所属団体は、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、日本精神科看護協会大阪府支部、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、大阪精神障害者連絡会、大阪精神医療人権センター、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪後見支援センター、大阪府保健所長会、学識経験者、大阪府、大阪市、堺市である。

協議会委員又は臨時委員が療養環境サポーターとして医療機関を訪問し、改善事項や気づいた点について報告書にまとめた後、病院にフィードバックし、その報告書に対する病院からの回答を元に協議会で検討している。

令和２年度に引き続き、令和３年度も新型コロナウイルス感染症拡大により病院への訪問は実施できなかったが、協議会は対面とWebにより開催し、過去5年間の病院訪問における検討項目を集約・分析し、大阪精神科病院協会を通じて各病院に結果を報告した。また、各病院で工夫している療養環境向上に向けた良い取り組みについてのアンケート調査実施について検討を行った。

11．措置診察

概要

　精神保健福祉法に規定される申請・通報・届出に基づき、措置診察や移送等を行っている。

事業実績

令和3年度の申請・通報・届出数の総数は394件であった。

12．医療保護入院等のための移送

概要

　精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健指定医による診察の結果、精神障がい者であり、かつ、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、その精神障がいのために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判断されたものについて、その家族等の同意があるときは、本人の同意がなくても医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送を行っている。

事業実績

令和3年度の実績は、依頼が0件、実施も0件であった。

13．精神科救急医療情報センター

概要

　警察、消防隊、府民（おおさか精神科緊急ダイヤル）から依頼のあった夜間・休日に精神科救急医療を必要としている者に対し、救急病院（当番制）への受診、受け入れの調整を行っている。

事業実績

　令和3年度の相談件数の総数は2,609件であった。

14．地域活動への支援

概要

　府内各地域での精神保健福祉活動の向上を目的として、国・府などの施策動向や各地域の活動状況に関する情報収集及び情報提供、保健所が実施する研修や相談に対する技術支援など、各地域からの要請や相談を受けて必

要な支援を行った。

（１）地域活動への支援

令和3年度に保健所や保護観察所のほか、市町村、障がい福祉サービス事業所、医療機関、各団体等からの要請や相談を受けて支援を行い、総支援件数は416件であった。

項目別支援回数で、最も多いのは「自殺対策事業関連」で、次に、｢依存症対策事業関連｣となっている。「自殺対策事業関連」では市町村からの問い合わせ等への対応、「依存症対策事業関連」では、本人や家族向けプログラムの普及などが含まれている。

　要請元別支援回数は、「保健所」が最も多く、次いで「市町村」の順となっている。問題別支援回数においても、「自殺関連」が最も多くなっている。

（２）その他の地域支援に関する取組み

各地域からの要請を受けて行う支援のみならず、府域全体に関する課題についての取組みを進めるため、課題や取組み状況の集約や情報発信などを行った。なお、今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により地域の活動を自粛したため、「地域精神保健福祉活動事例集」については発刊していない。

（３）保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を概ね月3回派遣した。主な支援として、本人に対する心理療法や、家族・関係者への相談及び助言などを行った。

（４）大阪府措置入院者等退院後支援事業

平成29年度にモデル的に行っていた措置入院者等への支援計画の作成・計画に基づく支援について、平成30年3月に厚生労働省がガイドラインを発出したことを受けて、平成30年度から「大阪府措置入院者等退院後支援事業」として府内全域での事業を開始した。

当センターは、大阪府以外の都道府県が措置し、かつ帰住先未定のケース（2事例）の支援を行うとともに、精神保健福祉センターとして、支援主体の保健所等からの要請に基づき、手続き等に関する助言を行った。（19事例）。

15．相談

概要

　当センターでは、「依存症相談」「自死遺族相談」「発達障がい相談」の専門相談を主とした精神保健福祉相談とともに、「こころの電話相談」「若者専用電話相談わかぼちダイヤル」「こころの健康相談統一ダイヤル」といった電話相談を実施した。集団支援として「薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム」「ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム」「薬物依存症家族サポートプログラム」「ギャンブル等依存症家族サポートプログラム」を開催した。また、保健所に心理職員を派遣し、保健所精神保健福祉活動の一端を担った。

　ひきこもり地域支援センター事業では、ひきこもり専門電話相談のほか、ひきこもり支援専門のコーディネーターが市町村や保健所等での支援に対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施した。

事業実績

（１）精神保健福祉相談（依存症・自死遺族相談・発達障がいに関する専門相談を含む）

令和3年度の相談受理件数は、電話相談と来所相談をあわせると、新規および年度新規は実相談件数が1,169件、延相談件数が2,277件であった。

（２）集団支援

１）薬物依存症家族サポートプログラム

薬物依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることと、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

・期間　令和3年4月～令和4年3月

・開催回数　1グループ（全6回）を前期・後期と2回実施

・参加人数　前期：実5名（延11名）、後期：実4名（延5名）

２）ギャンブル等依存症家族サポートプログラム

ギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることと、家族自身のメンタルヘルスの改善

を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

・期間　令和3年4月～令和4年3月

・開催回数　1グループ（全6回）を前期・後期と2回実施

・参加人数　前期：実6名（延24名）、後期：実7名（延23名）

３）依存症家族サポートプログラム特別講座

依存症問題で困っている家族に共通する話題・問題について、特別講座として実施した。

４）ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム

ギャンブル等の問題で困っている人が、ギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、O-GAT（おおさかギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）のワークブックを用いて、集団プログラムを実施した。

・期間　令和3年4月～令和4年3月

・開催回数　前期6回、後期6回

・参加人数　前期：実8名（延18名）　後期：実9名（延31名）

５）薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム

薬物の問題で困っている人が、ワークブックを用いて、薬物の問題への具体的な対処方法を学び、薬物に頼らない生活を取り戻すことを目的として、集団プログラムを実施した。

・期間　令和3年4月～令和4年3月

・開催回数　前期6回、後期6回

・参加人数　前期：実4名（延17名）　後期：実4名（延11名）

（３）電話相談

１）こころの電話相談

令和3年度の「こころの電話相談」の相談件数は2,234件であった。その内、毎週水曜日に行っている「わかぼちダイヤル」の相談件数は540件であり、さらにその中で「わかぼちダイヤル」の対象年齢である40歳未満 （相談者が家族・関係者の場合も含む）の件数は77件であった。

当センター内に設置の「こころの健康相談統一ダイヤル」の件数5,678件を合わせると、電話相談の総件数は、7,912件となっている。

「こころの電話相談」のうち、「わかぼちダイヤル」40歳未満の相談77件を除く、2,157件についての集計結果を「こころの電話相談」として報告する。

また、相談内容別件数では、「こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの」「対人関係の適応に関するもの」「家族及び周囲の人たちの対応の仕方に関するもの」が多くなっている。精神保健福祉問題別件数では、「うつ・うつ状態に関する問題」、「気分障害（うつ以外）に関する問題」、「その他の精神疾患に関する問題」「精神病に関する問題」が多くなっている。

「こころの電話相談」における電話相談者は女性が55.5％、男性が32.6％で、本人からの相談が約7割であった。相談対象者の年代については、2,157件のうち、50歳代が21.1％で最も多く、次いで、40歳代（16.0％）となっている。電話相談者の居住地は、政令指定都市を除く府内が4割強であった。

２）若者専用電話相談

40歳未満の人のための専用電話相談として毎週水曜日に「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設しており、令和3年度の相談件数は540件であった。また、相談対象者がわかぼちダイヤル対象者である40歳未満（相談者が家族・関係者の場合も含む）の相談状況を見ると、相談件数は77件であり、うち43件が本人からの相談であった。相談者の居住地域別に見ると、大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が約6割である。また、相談内容別件数では、「こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの」「対人関係の適応に関するもの」が多く、精神保健福祉問題別件数では、「その他」を除き「その他の精神疾患に関する問題」が多くなっている。

３）こころの健康相談統一ダイヤル

令和3年度の「こころの健康相談統一ダイヤル」の相談件数は5,678件であった。電話相談者は女性の方が多く、7割弱が本人からの電話であった。相談対象者の年齢別件数をみると50歳代が18.6％、60歳代が13.0％を占めており、居住地域別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が5割弱を占めている。

また、相談内容別では、「悩み相談」が相談内容の半数程度を占め、中でも人間関係に関するものが27.2％であった。

４）集中電話相談

○９月自殺予防週間

令和3年度の9月の自殺予防集中電話相談（平日17時～翌9時30分及び土日祝日の終日）は、9月1日～30日に「こころの健康相談統一ダイヤル」を 2回線で実施し、相談件数は1,341件であった。

男女比率は、女性からの相談が男性の約1.5倍であり、87.2％が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると40歳代が17.2％、50歳代が27.6％、60歳代が19.7％を占めている。居住地別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が約3割を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関することが586件、「病気に関すること」が443件と多かった。

○３月自殺対策強化月間

令和3年度の3月の自殺予防集中電話相談（平日17時～翌9時30分及び土日祝日の終日）は、令和4年3月1日～3月31日に9月と同様、「こころの健康相談統一ダイヤル」を2回線で実施し、相談件数は1,195件であった。

男女比率は女性からの相談が男性よりも多く、8割程度が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると、40歳代が16.5％、50歳代が22.7％、60歳代が17.9％を占めている。居住地域別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が3割を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関することが535件、「病気に関すること」が294件と多かった。

（４）保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を概ね月3回派遣した。本人に対する心理的検査や心理相談、家族・関係者への相談及び助言などを行った。

令和3年度の相談件数は新規（年度新規も含む）95件、継続257件の計352件であった。対象者の年齢は、20～39歳が160件で約4割を占めている。相談内容としては｢心理的相談・心の健康づくり｣が288件と8割以上を占め、対象領域としては「こころの健康づくりに関する問題」「うつ・うつ状態に関する問題」「不登校に関する問題」が多かった。

（５）ひきこもり地域支援センター事業

大阪府ひきこもり地域支援センターは、平成29年度よりひきこもり支援専門のコーディネーターが、市町村や保健所等の支援ケースに対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施している。

令和3年度は生活困窮者自立相談支援機関への支援が97件であり、支援内容は事例に関するコンサルテーションが78件、市町村関係機関への講師派遣が15件であった。

　また、本人・家族等からの電話相談の相談件数は451件であった。

16．こころのケア

概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴うこころのケアに対応するため、府民、医療従事者及び支援者とその家族、宿泊療養・自宅療養者等に対して、①刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発、②電話相談窓口の開設、③リスティング広告を活用した電話相談の啓発、④府民のストレスに関する調査、⑤医療従事者のメンタルヘルスチェックやメンタルヘルスケアの取組み、⑥支援者のメンタルヘルスに関する研修等を実施した。

令和３年12月17日に、大阪市北区で発生したビル火災に伴うこころのケアに対応するため、①ホームページによる情報提供・普及啓発、②電話相談窓口の開設等を実施した。

（１） 新型コロナウイルス感染症流行時のこころのケア

１）府民向け

①刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発

チラシ「新型コロナウイルスの感染拡大で不安などを感じておられる方へ」、「新型コロナこころのフリーダイヤル」及び「大阪府こころのほっとライン～新型コロナ専用～」周知カードを作成した。また、ホームページ（こころのオアシス）で「新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアについて」の情報提供をした。

②電話相談「新型コロナこころのフリーダイヤル」の開設

令和2年10月1日にフリーダイヤルでの電話相談窓口「新型コロナこころのフリーダイヤル」を開設し、令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による不安やストレスなど、こころの健康に関する相談に対応した。

〇電話番号：0120-017-556（まるいなこころ）

〇日時：9時30分から17時まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始も実施）

〇実績：令和3年度の相談件数は6,254件

〇相談内容：感染や病状に関する不安、制度やワクチン、感染後の対応等のコロナに関連する質問、コロナ禍での孤独や経済状況・人間関係の悪化、政治や社会への不安・不満などに関する相談

③リスティング広告を活用した電話相談の啓発

新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、失業や休業等による自殺を未然に防止するため、インターネット広告を活用し、相談窓口を周知した。

〇対象：大阪府全域の全世代の府民

〇広告配信期間：令和3年12月1日～令和4年1月31日

〇結果：インターネット広告の表示回数　42,244,144回、クリック数　34,931回

２）医療従事者及び支援者等支援者向け

①刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発

チラシ「新型コロナウイルス感染症への対応にあたる医療従事者及び支援者の皆さま」、「新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者及び支援者のご家族の皆さまへ」、「メンタルヘルスのためのセルフケア」「疲れていませんか？」、「新型コロナこころのフリーダイヤル」及び「大阪府こころのほっとライン～新型コロナ専用～」周知カードを作成した。また、ホームページ（こころのオアシス）で「新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアについて」の情報提供をした。

②電話相談「こころのホットライン」

令和2年4月20日に「こころのホットライン」を開設し、9月1日より、宿泊療養者・自宅療養者・入院者等対象と併せて一本化し、令和３年度も引き続き、医療従事者・支援者とその家族等を対象に、電話による相談に対応した。

〇対象：医療従事者・支援者・その家族

〇日時：平日9時30分から17時まで（令和2年のゴールデンウィークのみ連休中の対応を実施）

〇実績： 令和3年度の相談件数は17件

〇相談内容：感染に関する不安・心配、職場環境、業務量・業務内容、職場復帰などに関する相談

３）医療従事者のメンタルヘルスチェック

新型コロナウイルス感染症への対応等をしている医療従事者等のメンタルヘルスの悪化の防止と、職場におけるメンタルヘルスケアへの支援に加え、今後のメンタルヘルスに関する施策に役立てることを目的に実施を希望した医療機関への協力を行った。

〇対象：大阪府内で実施の希望のあった医療機関に勤務する職員

〇期間：令和3年7月1日～8月2日

〇方法：オンラインによる無記名式

〇内容：①メンタルヘルスセルフチェックに関すること、②メンタルヘルスに関する認識や職場におけるメンタルヘルスケアに関すること、③対象者の背景情報

４）医療従事者へのメンタルヘルスケアの取組み

大阪府看護協会が実施する「新型コロナウイルス感染症対応の看護職に対するメンタルサポート」への協力

大阪府看護協会が、新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事する看護職対象に開設したメンタルサポート専用の相談窓口で受けた相談の内容により、依頼を受けて当センターの医師が相談に応じる（令和3年度は実績なし）。

５）宿泊・自宅療養者向け

①刊行物による情報提供・普及啓発

チラシ・ポスター「新型コロナウイルス感染症により不安やストレスを感じている方のためのこころのホットライン」を作成した。

②電話相談

「こころのホットライン」

令和2年4月20日から「こころのホットライン」を開設し、令和３年度に引き続き、宿泊療養者・自宅療養者等を対象に、電話による相談に対応した。

〇対象：宿泊療養者・自宅療養者・入院者（療養後、退院後も含む）（令和2年9月1日より、医療従事者・支援者・その家族等を対象者と併せて一本化で対応）

〇日時：平日9時30分から17時まで（令和2年のゴールデンウィークのみ連休中の対応を実施）

〇実績：令和3年度の相談件数は564件

〇相談内容：感染や病状・後遺症に関する不安・心配、療養環境、復帰（仕事や学校、日常生活）、経済問題、偏見・理解不足などに関する相談や、書類の書き方、提出先など事務的なことについての問合せ

６）関係機関向けに支援者のメンタルヘルスに関するWeb研修

災害時等のメンタルヘルスについて理解を深め、COVID-19流行下におけるストレスや支援者のメンタルヘルスについて学ぶことを目的として、Web配信形式による研修を実施した。

（２)　大阪市北区のビル火災に関するこころのケア

１）ホームページによる情報提供・普及啓発

　ホームページ（こころのオアシス）で、「大阪市北区の火災に関するこころのケアについて」、「自立支援医療（精神通院）について」、「精神障害者保健福祉手帳の取り扱いについて」、「火災の影響で医療機関をお探しの方へ」、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」の情報提供をした。

２）電話相談「こころのホットライン」の開設

令和3年12月20日に電話相談窓口「こころのホットライン」を開設し、大阪市北区のビル火災の影響により、不安やストレスを感じている方、医療機関をお探しの方の相談に対応した。

〇日時：9時30分から17時まで　（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

〇実績：相談件数は460件

〇相談内容：受診や治療等に関すること、転院先等について、保健福祉医療の制度やサービスに関するこ　　　　　　　　　と、こころの健康に関すること

〇期間：令和3年12月20日～令和4年3月31日で終了。

＜おわり＞

令和４年12月　大阪府こころの健康総合センター　発行